令和6年3月29日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や精神状態を把握するための健康診査(以下「産婦健康診査」という。)に係る費用の全部又は一部を助成することにつき、必要な事項を定めるものとする。(助成対象者)

第2条 この要領による助成金(以下「助成金」という。)の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす産婦(流産又は死産した者を含む。以下同じ。)とする。

- (1) 次条に規定する産婦健康診査を受診した日において、市内に住所を有していること。
- (2) 産婦健康診査の結果を市長に提供することについて同意すること。 (助成対象となる産婦健康診査)

第3条 助成対象となる産婦健康診査(以下「助成対象健診」という。)は、産婦が出産した日(流産又は死産した場合においては、流産又は死産した日。)から起算して8週間が経過する日までに病院、診療所又は助産所(以下「医療機関等」という。)において実施する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 問診(授乳状況、生活状況等)
- (2) 診察(乳房の状態、子宮復古状況等)
- (3) 体重·血圧測定
- (4) 尿検査(蛋白・糖)
- (5) エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を用いた検査

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1回の助成対象健診につき、助成対象健診に要した費用 又は5,000円のいずれか低い額とする。

(助成回数)

第5条 助成金の交付は、1回の出産につき2回を上限とする。

(受診券の交付)

第6条 市長は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条の規定による妊娠の届出時(他の市町村長に当該届出をした後に市内に転入した者にあっては、大和高田市妊婦健康診査費助成券交付時)に産婦健康診査受診券(以下「受診券」という。)を交付するものとする。

(受診券による助成)

第7条 対象者は、市長と契約した病院、診療所又は助産所(以下「委託医療機関等」という。)で助成対象健診を受けるときは、委託医療機関等に受診券を提出するものとする。

2 市長は、対象者が前項の規定により委託医療機関等に受診券を提出したと きは、対象者が委託医療機関等に支払うべき助成対象健診の費用について、第4 条に規定する助成金の額を限度として、対象者に代わり、委託医療機関等に支払 うこととする。

3 前項の規定による支払いがあったときは、対象者に対し助成金の交付があったものとみなす。

(償還払いによる助成)

- 第8条 市長は、対象者が委託医療機関等以外の医療機関等で助成対象健診を 受けた場合又はその他市長が認める事由に該当する場合であって、対象者がそ の費用を負担したときは、助成金を対象者に交付するものとする。ただし、その 他の方法で助成を受けている場合はこの限りでない。
- 2 前項の規定により助成金の交付を受けようとする対象者は、助成対象健診の日から6か月以内に、大和高田市産婦健康診査費助成金交付申請書兼請求書 (様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 受診券
 - (2) 助成対象健診の費用に係る領収書の写し又は大和高田市産婦健康診査費助成金交付に係る産婦健診実施証明書(様式第2号)
 - (3) 母子健康手帳の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、審査の上、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定する。
- 4 市長は、前項の規定により助成金を交付することを決定したときは、当該申請書を提出した対象者に対して速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返環)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段によって助成金の交付を受けた対象者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 助成金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。